

設 立 趣 意 書

1. 二十世紀において人類社会は急速な発展を遂げたが、化石資源、鉱物資源など、有限で非循環性の資源を大量に消費してきた。また、様々な生物から得た循環性資源を利用した後に、生ごみ、食品加工残渣、農林畜産残渣、各種廃水汚泥などを廃棄物として排出し、焼却、あるいは埋立処分して、自然界の再生産に有効に還流させておらず、地球環境への負荷を増大させてきている。
2. このような地球環境の悪化を阻止し、かけがえのない地球を、清らかな大気と水、豊かな大地をもつ惑星として保全し維持することは、人類にとって最大の課題であり、大量生産・大量消費・大量廃棄型から物質循環型へと社会経済システムを変革させ、廃棄物が及ぼす環境への負荷を低減する活動の推進は、重要かつ緊急を要する課題の一つである。
3. わが国においては、これまでに「循環型社会形成推進基本法」を始めとする循環型社会構築への法整備がなされ、国を挙げて、社会経済活動やライフスタイルを見直し、廃棄物について、発生を抑制し、再使用・再生利用を進め、残余を適正に処分することにより、省資源と環境負荷低減が推進される循環型社会の構築に取り組んでいる。このため、多種多様な廃棄物の特性を踏まえ、地域ごとに、堆肥、飼料、建材、熱・エネルギー源その他として総合的に有効利用することが求められている。
4. 生ごみ、食品産業廃棄物、農林水産廃棄物、畜産廃棄物、各種廃水汚泥その他の廃棄物は、利用可能な成分をもった有機性循環資源であるといえる。これらの有機性廃棄物を循環資源として再利用する場合、伝統的かつ現実的な手法として農業利用がある。農業分野においては、平成11年に「食料・農業・農村基本法」が制定される等、持続可能な農業生産方式の樹立が緊急のこととして取組まれており、有機性循環資源による土づくりを基本とし、化学肥料・農薬等による環境負荷を低減することを目指して全国的に展開することが求められている。国を挙げての課題である循環型社会の構築のためには、このような取組みを他分野へも広範に拡大することが不可欠である。
5. 有機性廃棄物は人間の営む生活や産業活動から発生する剰余物であり、これを物質循環の摂理に適った方法で、持続的に有効利用するためには、その多様な発生形態、含有する有害物質や異物の状況、発生源ごとに異なる含有有効成分、ふさわしい用途等について、広範で多岐にわたる科学的調査研究が必要である。また、これらの有効利用を推進するためには、用途に見合った生産管理、品質管理、コスト低減等を図った上で、適確な市場を形成し、新たなビジネスとして発展させることが肝要であり、そのためには、コスト負担の在り方、需給情報網その他の整備も緊急を要する課題である。
6. これらの課題への対応は、有機性資源ごとには認められるが、有機性資源を横断的に捉え、総合的な有効利用を図ろうとするものは極めて少ない。本来、有機性資源の物質循環を円滑に行うためには、国民の一人一人が自主的、積極的に取組むことから始まり、事業者、地方自治体、国、各主体が共通の認識をもち、強いパートナーシップの下で、適切にそれぞれの役割を果たすことが望まれる。このため、有機性廃棄物の発生者、循環利用事業者のみならず、広くこれに関わる事業者、国民各層が、広域的かつ包括的、有機的な協調と連帯の下で、地方公共団体及び国と協力し、体系的な取組みを進めることが必要であり、このような民間活動を円滑かつ効率的に発展させ得る機能をもった中核的組織が不可欠である。
7. このことに鑑み、市民、産業界、学会、地方公共団体等各々の立場で、廃棄物の資源化利用に取り組んでいる関係者が結集し、既存組織において有機性資源の種類ごとに取組まれている事業と連携を図りながら、有機性資源循環を総合的に推進するために必要な、調査研究、情報の収集、提供及び普及啓蒙、人材育成のための講習会、研修会の開催、関連する団体や研究者への協力活動、国際交流の推進等に取り組む、わが国における持続可能な循環型社会の構築と環境保全の推進に貢献するべく、社団法人日本有機資源協会を設立するものである。

平成14年 2月25日

設 立 者 一 同